

令和5年第4回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月26日(水) 午前8時30分から午前8時55分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (11人)
 - 11番 水谷 茂樹 (会 長) 7番 善岡 浩樹 (会長代理)
 - 1番 松田 力 2番 中村 広治 3番 北清 裕邦
 - 4番 植松 春雄 5番 澤田 正人 6番 藤崎 正雄
 - 8番 川瀬 崇 9番 川島 史伸 10番 高田 秋光
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事日程
 - 第 1 会議録署名委員の選出 中村 広治 藤崎 正雄
 - 第 2 会議書記の指名 川本局長、滝上推進員、清水野主事
 - 第 3 農政報告 参 与 續木課長
 - 第 4 会務報告 事務局 川本局長
 - 第 5 議事参与の制限 あり XXXXXXXXXX
 - 第 6 報告第4号 農業者年金 (新制度・特例付加年金) 裁定請求の進達について
 - 第 7 報告第5号 農用地利用集積計画の変更について
 - 第 8 報告第6号 農地所有適格法人の設立について
 - 第 9 議案第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
 - 第10 議案第14号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第11 議案第15号 現況証明書の交付について
6. 農業委員会事務局職員
川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事
7. 参与
續木敬子産業課長

| | |
|----------|---|
| 事務局長(川本) | <p>只今から、令和5年第4回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全11名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p> |
| 会 長 (水谷) | <p>朝からお疲れ様です。播種作業は終了しましたでしょうか。ハウスと外気の気温差があるので自分も体調を崩しておりますが、コロナではないのでご安心下さい。</p> |
| 議 長 (会長) | <p>これより令和5年 第4回農業委員会総会を開催致します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第1 会議録署名委員の選出について 中村委員・藤崎委員をお願い致します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p> |
| 議 長 | <p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。</p> |
| 参与 (續木) | <p>肥料高騰対策支援について、取りまとめが終わり4月27日に指定口座への振込予定となっております。支援額が6,140円/tとしております。</p> <p>ひまわりまつりについて、先日の観光協会総会にて7月22日から8月20日迄の30日間に決定を致しました。</p> <p>以上農政報告と致します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>会務報告 4ページをお開き下さい。</p> <p>【4ページ朗読】</p> |
| 議 長 | <p>日程第5 議事参与の制限について 議事参与の制限が議案第13号と14号で[]に議案第15号で[]に係ります。</p> |

それではこれより、報告3件、議案3件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第4号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について、説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。
報告第4号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、別紙の者に係る特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和5年4月26日提出

6ページをご覧下さい。

番号 47

経営継承者

年金加入期間 平成14年1月1日～平成24年1月14日

基準日経営面積 96,117 m²

自留地 0 m²

後継者移譲で近江章さんに継承しています。

以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

日程第7 報告第5号 農用集積計画の変更について、説明願います。

事務局長

7ページをお開き下さい。
報告第5号 農用地利用集積計画の変更について

別紙の農用地利用集積計画について双方協議の結果、変更したので報告する。

令和5年4月26日提出

8ページをご覧ください。

令和3年1月総会の農用地利用集積計画の議案にて、
との賃貸借に係る計画を承認しておりますが、その後農地1筆を合意解約した為、面積と貸付料等が変更となりました。

なお、9ページも
の合意解約による面積と貸付料等の変更となります。10ページから14ページまでは道営農業農村整備事業北竜南1地区において、用排水整備を実施するための用地確保があり、面積と貸付料等が変更となっております。10、11ページは平成30年12月及び平成28年10月総会提出の
、12ページは平成26年2月総会提出の
、13ページは平成28年10月総会提出の
、14ページは同じく平成28年10月総会提出の
となります。

なお、筆数が多い10ページ以降につきましては、変更内容を別紙とさせて頂いており、黄色の箇所の土地の面積が変更となっておりますのでご確認下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑等なし】

議長

日程第8 報告第6号 農地所有適格法人の設立について、説明願います。

事務局長

15ページをお開き下さい。

報告第6号 農地所有適格法人の設立について

農地所有適格法人の設立届出があったので別紙の通り報告する。

令和5年4月26日提出

16ページをご覧ください。

新規設立農地所有適格法人一覧のとおり、「株式会社農場樹乃舎」「株式会社みかみ」「株式会社まるこう」の3法人から設立の届出がありました。法人名称及び所在地、設立年月日、事業目的、法人の構成員、法人の役員につきまして、資料に各法人の履歴事項全部証明書と合わせて添付しておりますので後ほどお目通しをお願い致します。

以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、質疑等ございませんか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

日程第 9 議案第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、最初に 5－8 説明願います。

事務局長

18 ページをお開き下さい。

議案第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和 5 年 4 月 26 日提出

次のページをご覧ください。

番号 5－8 合意解約

貸 主

借 主

土地の所在は美葉牛 13 番地 1 田が 9 筆、

面積が 57,601 m²です。

平成 24 年 10 月 26 日から令和 5 年 10 月 25 日までの賃貸契約でしたが、が法人を設立したため、法人での再契約をするための合意解約となります。

資料 14 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。5－8 承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 5-8について承認いたします。
次の5-9で私に議事参与の制限が掛かりますので、議長を善岡代理に交代します。

議長（善岡）

次に番号 5-9について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5-9 合意解約
貸 主 [REDACTED]
借 主 [REDACTED]
土地の所在は美葉牛 69 番地 2 田が 1 筆、
面積は内地番で 3,000 m²です。
資料 15 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長（善岡）

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議長（善岡）

採決いたします。番号 5-9 承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議長（善岡）

番号 5-9 について承認いたします。
水谷会長の議事参与の制限を解き、議長を交代します。

議長（水谷）

日程第 9 議案第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約
については全て承認されました。

日程第 10 議案第 14 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の決定について、最初に 5-売-11、5-売-12 関連がありますので一括で説明願います。

事務局長

20 ページをご覧ください。

議案第 14 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 5 年 4 月 26 日提出

なお、令和 5 年 4 月 1 日からの改正法では農用地利用集積計画に関する条項が削除されました。地域計画策定までは農用地利用集積計画により従前のおり農地の権利移動等が行えることから、当面の間は経過措置として「旧」を付けて公告文などは対応していきます。

次のページをご覧ください。

番号 5-売-11

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和 5 年 4 月 27 日です。

対価の支払期限は、令和 5 年 9 月 1 日です。

売買価格は、1,800,000 円です。

土地の所在は、和 94 番 2 外 3 筆、

田が 4 筆で 面積は 6,674 m²となっております。

次のページをご覧ください。

番号 5-売-12

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和 5 年 4 月 27 日です。

対価の支払期限は、令和 5 年 9 月 1 日です。

売買価格は、1,470,000 円です。

土地の所在は、和 93 番 10 外 1 筆、

田が 2 筆で 面積は 5,075 m²となっております。

資料の 16 ページに [] は黄色で [] は水色で表記した航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号5-売-11、5-売-12承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号5-売-11、5-売-12について承認いたします。
次に番号5-賃-24について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 5-賃-24

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和5年4月27日から令和9年12月31日です。

借賃は、49,000円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、板谷163番地3外2筆

田が2筆、畑が1筆で、面積10,180㎡です。

資料の17ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

| | |
|--------|--|
| 議長 | 採決いたします。 番号5-賃-24、承認とされる方は挙手をお願いいたします。 |
| 委員 | 【全員挙手】 |
| 議長 | 番号5-賃-24について承認いたします。 次に番号5-賃-25について私に議事参与の制限が掛かりますので、議長を善岡代理に交代します。 |
| 議長（善岡） | 次に番号5-賃-25について説明願います。 |
| 事務局長 | 次のページをご覧ください。 番号 5-賃-25 利用権の設定を受ける者 [REDACTED] 利用権の設定する者 [REDACTED] 利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。 利用権の種類は、賃貸借です。 期間は、令和5年4月27日から令和15年2月28日です。 貸付料等は、809,132円です。 支払方法は、毎年12月10日までに指定口座に振り込み。 土地の所在は、美葉牛97番地1 外12筆 田が12筆、畑が1筆で、面積160,078㎡です。 資料の18ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。 以上で説明を終わります。 |
| 議長（善岡） | ご質問等ありますか。 |
| 委員 | 【質疑無し】 |
| 議長（善岡） | 採決いたします。 番号5-賃-25、承認とされる方は挙手をお願いいたします。 |
| 委員 | 【全員挙手】 |

議長（善岡）

番号5－賃－25について承認いたします。
水谷会長の議事参与の制限を解き、議長を交代します。

議長（水谷）

次に番号5－賃－26について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5－賃－26
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和5年4月27日から令和5年12月31日です。
借賃は、471,600円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、美葉牛13番地1外8筆
田が9筆で、面積57,601㎡です。
資料の14ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5－賃－26承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5－賃－26について承認いたします。
次に番号5－賃－27について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 5－賃－27

利用権の設定を受ける者 [REDACTED]
利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
期間は、令和5年4月27日から令和9年12月31日です。
借賃は、21,000円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、美葉牛69番地2
田が1筆で、面積3,000㎡です。
資料の15ページに対象箇所を黄色で表記した航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号5-賃-27、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号5-賃-27について承認いたします。

日程第8 議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

日程第11 議案第15号 現況証明書の交付について、5-1から事務局より説明願います。

事務局長

27ページをご覧下さい。
議案第15号 現況証明書の交付について
現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。

令和5年4月27日提出

28 ページをご覧ください。

5-1

届出人

土地の所在は、碧水 21 番 14 1 筆です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料 2 5 ページに位置図として航空写真と現況写真を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。5-1 承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

5-1 については承認と致します。

次に番号 5-2 についてに議事参与の制限が掛かります。

5-2 説明願います。

事務局長

29 ページをご覧ください。

届出人

土地の所在は、竜西 49 番地 56 1 筆です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料 2 6 ページに位置図として航空写真と現況写真を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議 長

採決いたします。5－2承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

5－2については承認と致します。
ここで■■■■の議事参与の制限を解きます。

日程第11 議案第15号 現況証明書の交付については全て承認と致します。

以上で第4回農業委員会総会を終了致します。